

伊勢平野中央地区
安濃ダム等施設計画検討業務

特 別 仕 様 書

東海農政局 木曾川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考
<p>第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条</p> <p>(目的) 第1-2条</p> <p>(場所) 第1-3条</p> <p>(土地への立入り等) 第1-4条</p> <p>(低入札価格契約における第三者照査) 第1-5条</p>	<p>本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、国営土地改良事業地区調査「伊勢平野中央地区」における施設整備計画策定のための補足検討を行うものである。</p> <p>本業務の対象とする場所は、三重県津市及び亀山市地内で別添位置図に示すとおりである。</p> <p>作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。</p> <p>1 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合には、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。</p> <p>2 第三者照査の企業に要求される資格</p> <p>(1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。</p> <p>(2) 東海農政局において、令和5・6年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。</p> <p>(3) 東海農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。</p> <p>(4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。</p> <p>(5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。</p> <p>ア 資本関係</p> <p>(ア) 親会社と子会社の関係にある</p> <p>(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある</p> <p>イ 人的関係</p> <p>(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている</p> <p>3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>(履行確実性評価の達成状況の確認) 第1－6条</p>	<p>第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 ○ 照査技術者と同等の技術者資格を有する者 <p>4 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。</p> <p>5 照査計画 受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。 また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。</p> <p>6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い 特別仕様書第4-1条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。</p> <p>7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録 共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。</p> <p>8 契約不適合責任 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。</p> <p>本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。</p> <p>その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時までには提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査項目 a) ～c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額を下回った場合 (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 (4) 業務成果品のミス、不備等 	

項 目	内 容	備 考																		
(管理技術者) 第1-5条	<p>管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る本業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="459 416 1353 909"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業－農業土木 農業－農業農村工学 建設－河川・砂防及び 海岸・海洋</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木 農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>建設</td> <td>河川・砂防及び海岸・海洋</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">博士</td> <td>農学</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工学</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティング マネージャー</td> <td>農業土木 河川・砂防及び海岸・海洋</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 建設－河川・砂防及び 海岸・海洋	農業	農業土木 農業農村工学	建設	河川・砂防及び海岸・海洋	博士	農学		工学		シビルコンサルティング マネージャー	農業土木 河川・砂防及び海岸・海洋		
資 格	技術部門	選択科目																		
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 建設－河川・砂防及び 海岸・海洋																		
	農業	農業土木 農業農村工学																		
	建設	河川・砂防及び海岸・海洋																		
博士	農学																			
	工学																			
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木 河川・砂防及び海岸・海洋																			
(照査技術者) 第1-6条	<p>1 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="459 1140 1353 1632"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業－農業土木 農業－農業農村工学 建設－河川・砂防及び 海岸・海洋</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木 農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>建設</td> <td>河川・砂防及び海岸・海洋</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">博士</td> <td>農学</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工学</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティング マネージャー</td> <td>農業土木 河川・砂防及び海岸・海洋</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書(案)」(以下「照査手引書」という。)に基づき実施する。 また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第1-7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。</p> <p>3 設計業務共通仕様書第1-7条第4項でいう、監督職員が提示する業務の節目とは、次のとおりとする。 (1) 資料の検討及び諸元の整理時 (2) 貯砂堰堤の概算事業費等の検討時 (3) 成果品取りまとめ時</p> <p>4 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。</p>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 建設－河川・砂防及び 海岸・海洋	農業	農業土木 農業農村工学	建設	河川・砂防及び海岸・海洋	博士	農学		工学		シビルコンサルティング マネージャー	農業土木 河川・砂防及び海岸・海洋		
資 格	技術部門	選択科目																		
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 建設－河川・砂防及び 海岸・海洋																		
	農業	農業土木 農業農村工学																		
	建設	河川・砂防及び海岸・海洋																		
博士	農学																			
	工学																			
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木 河川・砂防及び海岸・海洋																			

項 目	内 容	備 考
(担当技術者) 第1-7条	担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。	
(配置技術者の確認) 第1-8条	共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する業務分担を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。	
(保険加入) 第1-9条	受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。 また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。	
第2章 作業条件 (作業条件) 第2-1条	本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示するものと十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。 (3) 本業務の実施に際しては、貸与資料を十分把握した上で実施するものとする。	
(設計条件) 第2-2条	本業務の設計作業における設計条件は、次のとおりである。 【安濃ダム】 常時満水位 EL172.00m 利用水深 37.4m (EL172.00m～134.60m) 総貯水量 10,500 千 m ³ 、有効貯水量 9,800 千 m ³ 流域面積 27.5km ² 満水面積 0.49km ²	

項 目	内 容	備 考						
<p>(関連業務) 第2-6条</p> <p>第3章 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条</p> <p>(設計作業の留意点) 第3-2条</p>	<p>本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="456 392 1356 517"> <thead> <tr> <th data-bbox="456 392 555 432">番号</th> <th data-bbox="555 392 1011 432">業 務 名</th> <th data-bbox="1011 392 1356 432">業務実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="456 432 555 517">1</td> <td data-bbox="555 432 1011 517">伊勢平野中央地区 事業計画書(案)概定等業務(仮称)</td> <td data-bbox="1011 432 1356 517">令和6年6月～ 令和7年1月(予定)</td> </tr> </tbody> </table> <p>本業務における作業項目及び数量は、別紙「作業項目内訳表」に示すとおりである。</p> <p>設計作業の実施に際し、特に留意する点は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 現地調査等の実施に当たっては、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密に行い、安全かつ効率的に実施できるように配慮しなければならない。</p> <p>また、情報の精度や信頼性など常に情報管理に留意してミスの防止に努めなければならない。</p> <p>(2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>(3) 第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(4) 各種検討等に用いる数値は、計算手法及び出力を明示するものとする。</p> <p>(5) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。</p> <p>(6) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。</p> <p>なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。</p> <p>「工事工種の体系化」は、 https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。</p>	番号	業 務 名	業務実施期間	1	伊勢平野中央地区 事業計画書(案)概定等業務(仮称)	令和6年6月～ 令和7年1月(予定)	
番号	業 務 名	業務実施期間						
1	伊勢平野中央地区 事業計画書(案)概定等業務(仮称)	令和6年6月～ 令和7年1月(予定)						

項 目	内 容	備 考
<p>(業務の成果品質確保対策) 第3-3条</p> <p>(業務写真における 黒板情報の電子化) 第3-4条</p>	<p>1 照査の確実な実施</p> <p>業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。</p> <p>また、最終打合せ時以外にあっても必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。</p> <p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。</p> <p>受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。</p> <p>黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。</p> <p>(1) 使用する機器・ソフトウェア</p> <p>受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。</p> <p>(2) 機器等の導入</p> <p>ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。</p> <p>イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い</p> <p>ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。</p> <p>イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。</p> <p>なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。</p> <p>ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>第4章 業務管理 (情報共有システム) 第4-1条</p> <p>第5章 打合せ (打合せ) 第5-1条</p> <p>第6章 成果物 (成果物) 第6-1条</p>	<p>(4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時に URL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>(5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。</p> <p>1 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。 2 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(農林水産省 Web サイト参照)によるものとする。 3 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用に当たっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。</p> <p>共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ(資料の検討時) 第3回 中間打合せ(貯砂堰堤の概算事業費等の検討時) 第4回 中間打合せ(整備計画の取りまとめ時) 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 1. 成果物の電子媒体(CD-R等) 正副2部 2. 成果物及び成果物の概要版の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)</p>	

項 目	内 容	備 考
(成果物の提出先) 第6-2条	<p>成果物の提出先は、次のとおりとする。</p> <p>愛知県名古屋市昭和区安田通四丁目8番(安田庁舎) 東海農政局 木曾川水系土地改良調査管理事務所</p>	
<p>第7章 契約変更 (契約変更)</p> <p>第7-1条</p>	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第2-1条に示す「作業条件」に変更が生じた場合 (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合 (3) 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合 (4) 第6-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合 (5) 履行期間の変更が生じた場合 (6) 関連業務の進捗状況により、業務計画に変更が生じた場合 (7) 関係機関との対外的協議等により業務計画に変更が生じた場合 (8) その他</p>	
<p>第8章 定めなき事項 (定めなき事項)</p> <p>第8-1条</p>	<p>この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて見積提出先担当と協議するものとする。</p>	

作業項目	作業内容	作業数量	備考
3. 工事制限水位の検討	<p>過年度までの工事制限水位の検討結果 (EL=150.0m) について、関係機関との調整経緯を含め、工事制限水位の再検討を行う。</p> <p>それに伴い、工事制限水位の設定期間及び堆砂領域のブロック分割の見直しを行い、堆積土についてブロック分割を見直した平面図と断面図の作成を行う。</p>	1 式	
4. 土砂搬出に係る検討	<p>土砂の搬出について、検討を行う。</p> <p>なお、土砂搬出先候補地の A 地区、B 地区とは、以下の 2 地点のことを指す。</p> <p>A 地区：安濃ダムから上流に約 6km 地点</p> <p>B 地区：安濃ダムから下流に約 16km 地点</p>		
4-1. 下流運搬に係る制限の改善策の検討	<p>搬出土の下流への運搬に係る制限事項 (ダム下流地区：6 分に 1 台の運搬車両の通行制限) に対応するための、土砂運搬方法の複数の概略案 (3 案程度) を検討する。</p>	1 式	
4-2. 土砂搬出先 B 地区の盛土可能量の算出	<p>盛土場として検討している B 地区について、最大となる盛土量を算出する。盛土を行う範囲、高さ及び擁壁等の造成の有無については発注者の指示による。</p>	1 式	
4-3. 土砂搬出先盛土場の選定	<p>(1) 現在の盛土場の候補地の経緯</p> <p>現在、盛土場の候補地としている A 地区 (上流) と B 地区 (下流) になった経緯を、フローにしてまとめる。フローの内容には、これまでの候補地、関係機関との調整結果等をまとめる。</p> <p>(2) 新たな盛土場の候補地の選定</p> <p>上記「(1) 現在の盛土場の候補地の経緯」で作成したフローも参考にしつつ、新たな盛土場の候補地の選定フローを作成し、候補地を選定し、盛土可能量の概算を求める。</p> <p>新たな盛土場の候補地は、伊勢平野中央地区の受益地内で、現況地形を利用して選定すること (2 カ所程度)。</p>	1 式 1 式	
5. 堆砂除去量の再検討	<p>これまでに検討した堆砂除去量 (陸上掘削量及び浚渫量) について、以下のことを考慮し、耐用年数 (令和 51 年) まで有効貯水量を確保するための堆砂除去量を再検討する。</p> <p>○考慮すべき事項</p> <p>堆積している土砂の粒度などの土質、工事制限水位とその期間、これまで及び今後の流入土砂量、貯水池内の土砂の移動、洪水放流管からの流出量、維持管理計画 (長寿命化計画での堆砂除去量)、貯砂施設による土砂の流入抑制量、</p>	1 式	

作業項目	作業内容	作業数量	備考
6. 総事業費の算定	本地区の対象施設において、令和5年度に算定した事業費を参考に、本年度の検討結果を反映した総事業費の算出(単価は令和6年度時点)を行う。	1式	
7. 整備計画の取りまとめ	1. ~ 6. の検討結果及び過年度までの検討結果を踏まえ、本地区全体の整備計画取りまとめを行う。 なお、整備計画については過年度業務での検討の全ての項目を含み(ため池 10 池も含む)、整備計画について関係機関への説明資料を作成する。 ○想定している整備計画の項目 土砂搬出先の検討、土砂搬出先の整備、堆砂除去工、土砂流入抑制工法(貯砂堰堤工)、ため池整備工等	1式	
8. これまでの経緯の取りまとめ	伊勢平野中央地区の整備構想について、調査を開始した平成27年度から令和5年度までの経緯を取りまとめる。 取りまとめ内容は、事業計画に関わる下記の項目と関係機関との調整内容を想定している。 ○想定している項目 安濃ダムの堆砂対策、有効貯水量確保対策、工事制限水位、小水力発電、ため池の整備、概算事業費、概算事業効果	1式	
9. 総合検討	総合的なまとめを行い、必要に応じて今後の課題点を整理する。	1式	
10. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し照査報告書の作成を行う。	1式	
11. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物点検取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1式	